

『文化財建造物における保存活用計画作成の手引き』

担当：整備活用部門、登録部門



保存活用計画を簡易に効率良く作成できるように、その考え方や方法を示した手引きを作成しました。

現状・課題

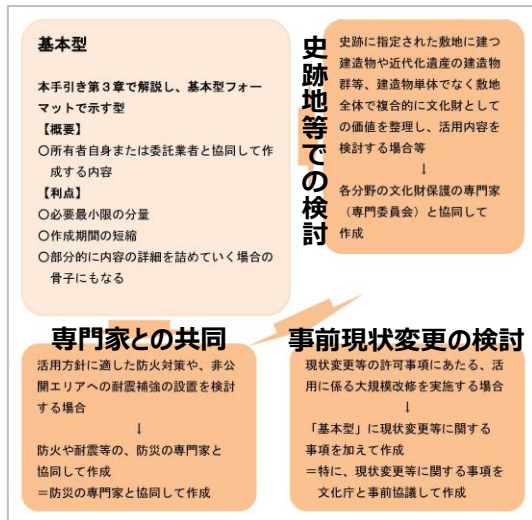
文化財建造物の「保存活用計画」には、平成30年の文化財保護法改正で、様々な手続きを弾力化できる認定制度が導入されました。
しかし、制度内容が充実する一方で、近年、次のような課題が大きくなってきました。

- 保存の検討が多く、活用の検討が不十分
- 上記に伴う、作成期間の長期化

⇒これら課題の解決と近年の社会動向を踏まえた計画の作成が必要

手引きの内容

- 簡易な計画である「基本型」とそのフォーマットを解説
- 収益事業と結びつけた文化財建造物の活用の考え方及び事例の紹介
- 作成時のポイント、認定制度等について解説
- 登録有形文化財（建造物）等における建築基準法の適用除外の紹介
- 関連する法令・制度、資料等を集約



簡易な基本型を中心とした検討方法



旧三笠ホテル外観（経井沢町教育委員会提供）



カフェ利用の様子

ショップ利用の様子

収益事業への対応